

●香川県告示第450号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定により、次のとおり加入区の区域を変更する。

平成19年9月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 前後別	加入区 の名称	加入区 の区域
前	土庄中央加入区	小豆郡土庄町のうち土庄、鹿島、柳、千軒、小瀬、大木戸、湊崎、大部、小部並びに豊島家浦及び甲生の区域
後	土庄中央第1加入区	小豆郡土庄町のうち土庄、鹿島、柳、千軒、小瀬及び大木戸の区域
	土庄中央第2加入区	小豆郡土庄町のうち湊崎、大部、小部並びに豊島家浦及び甲生の区域